

# ～ 給与報告・勧告の仕組みと本年の報告のポイント ～

## 宮崎県人事委員会

(令和2年11月24日)

### 【内容】

#### 1 報告・勧告の仕組み

- (1) 給与報告・勧告の対象職員
- (2) 給与報告・勧告の手順
- (3) 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)
- (4) 公民較差の状況

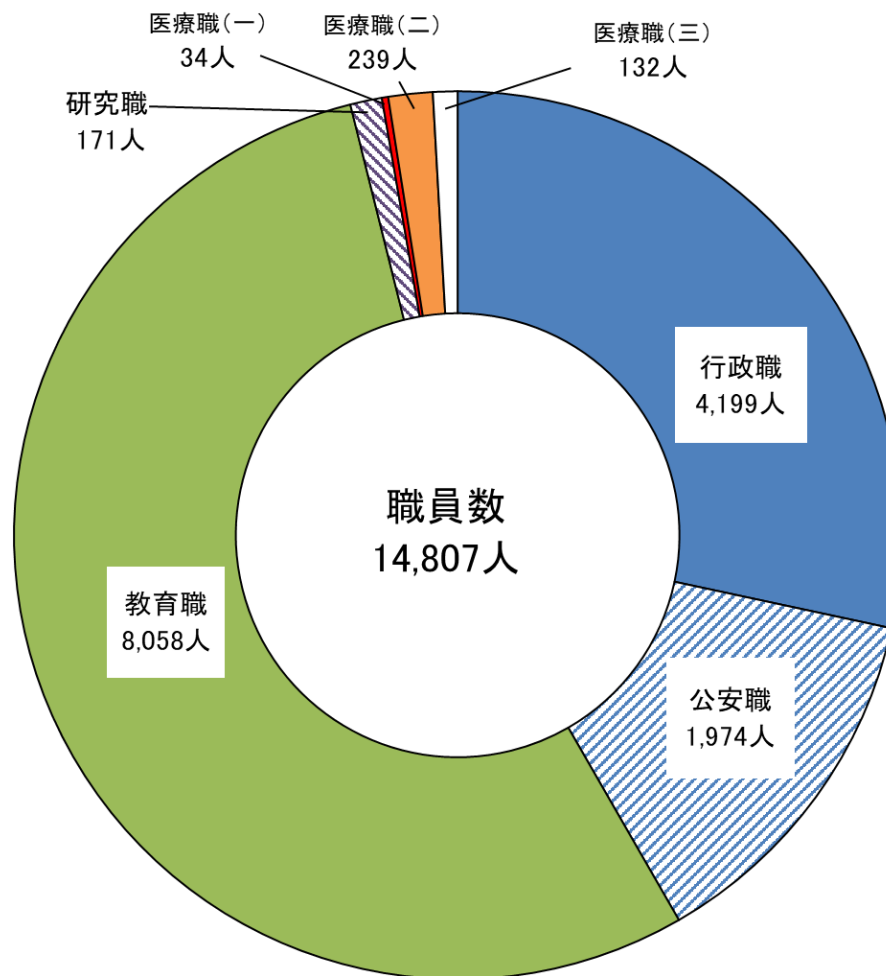
#### 2 本年の給与報告のポイント

【参考】最近の給与報告・勧告の状況(行政職)

# 1 報告・勧告の仕組み

## (1) 給与報告・勧告の対象職員

人事委員会の報告・勧告の対象となるのは、職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員である(従って企業職員は含まれない。)



※ 令和2年4月1日現在の状況。

※ 職員数は、報告・勧告対象職員のうち休職者、育児休業の承認を受けた職員、再任用職員等を除く人数である。

※ 教育職は、県立学校と市町村立学校の教育職を合わせた人数である。

## (2) 給与報告・勧告の手順

宮崎県人事委員会では、地方公務員法の規定(均衡の原則)に基づき、民間事業所の従業員の給与を調査し、県職員の給与と精密に比較するとともに、国や他の地方公共団体の職員の給与等を総合的に勘案した上で、給与報告・勧告を行っている。

### 職種別民間給与実態調査

- 人事院と全国の人事委員会が共同で実施
- 対象:企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所
- 期間:賞与等6月29日～7月31日 月例給8月17日～9月30日

### 県職員給与等実態調査

- 休職者、育児休業の承認を受けた職員、再任用職員等を除く全職員の本年4月分の給与等について調査

#### 【令和2年職種別民間給与実態調査について】

- 本県では、母集団329事業所から無作為に抽出された142事業所において調査を実施
- 給与(本年4月分)及び賞与(昨年8月～本年7月)の支給状況等を調査

#### 公民較差の算出

- ラスパイレス方式(役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の給与を比較)により、民間企業従業員と県職員(行政職)の4月分給与を精密に比較
- 民間企業従業員と県職員の特別給の年間支給月数を比較

民間給与、国や他の地方公共団体の職員の給与等を総合的に勘案し、給料表・手当の改定等の内容を決定

### 人事委員会報告・勧告

県議会

(条例改正案の審議・議決)

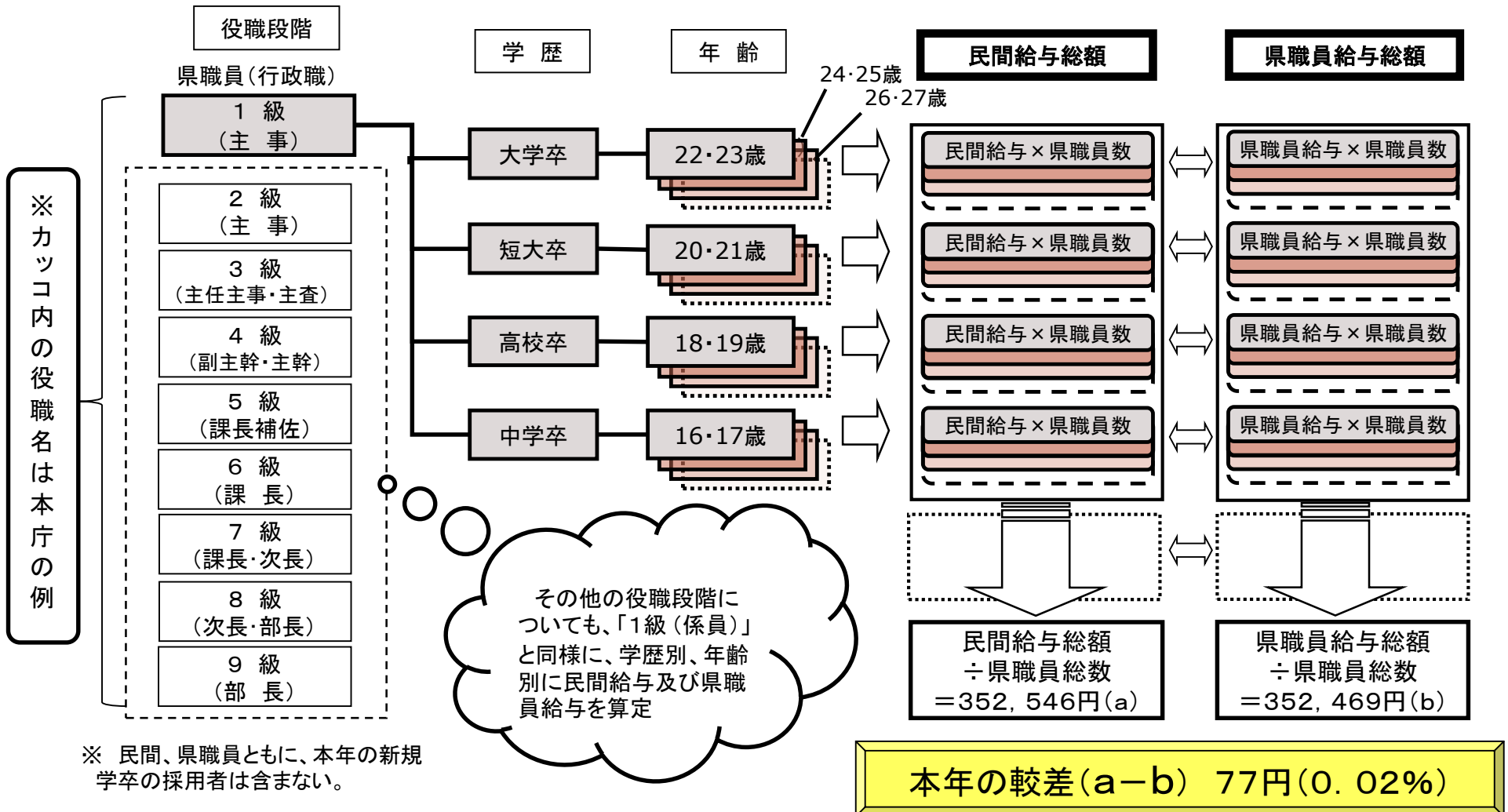
条例改正案提出

知事

(報告・勧告の取扱い決定)

# (3) 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)

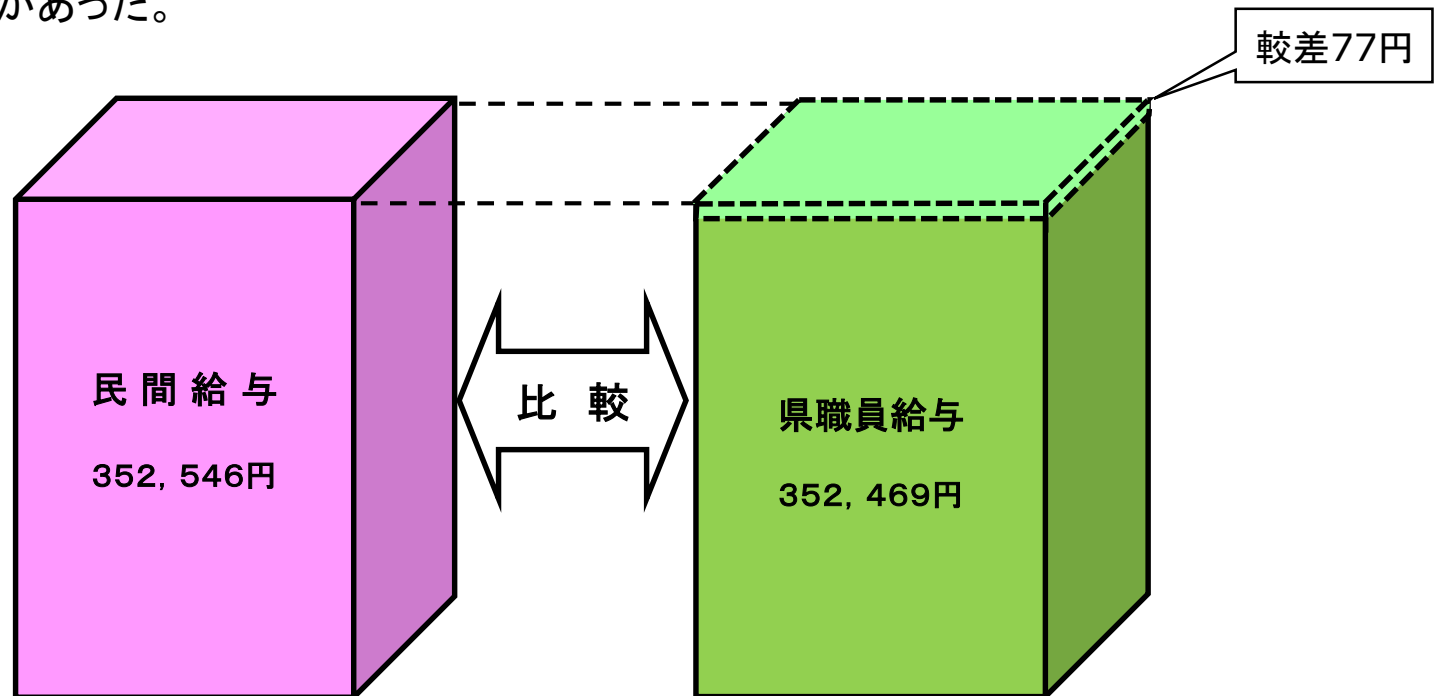
県と民間企業では、組織の規模や構成、従業員の年齢構成等が異なることから、県職員と民間企業従業員の給与を精確に比較するため、役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士で比較(ラスパイレス比較)を行っている。  
 この方法により、公務員に民間の給与額を支給したとすれば、その給与は現在と比べてどの程度差があるかを算出することができる。



## (4) 公民較差の状況

### 月例給

本年の公民較差の状況について、ラスパイレス比較に基づき比較したところ、77円の較差（民間＞県）があった。



### 特別給(ボーナス)

民間の支給月数は4.44月で、県職員の支給月数は4.45月であった。

## 2 本年の給与報告のポイント

### 月例給の改定なし

- 民間給与との較差(77円、0.02%)が極めて小さく、人事院も同様に改定を見送っていることから月例給の改定はなし

### 特別給(ボーナス)の改定なし

- 民間の特別給の支給割合(4.44月)と概ね均衡しているため、特別給は現行の4.45月に据え置き

### 【参考】最近の給与報告・勧告の状況(行政職)

	月例給		特別給(ボーナス)		平均年間給与
	改定額	改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額
平成22年	△652円	△0.17%	3.95月	△0.20月	△8.5万円
平成23年	△1,071円	△0.29%	3.95月	—	△1.7万円
平成24年	—	—	3.95月	—	—
平成25年	—	—	3.95月	—	—
平成26年	876円	0.24%	4.10月	0.15月	6.7万円
平成27年	3,695円	1.02%	4.20月	0.10月	9.5万円
平成28年	436円	0.12%	4.30月	0.10月	4.2万円
平成29年	422円	0.12%	4.40月	0.10月	4.1万円
平成30年	523円	0.15%	4.45月	0.05月	2.6万円
令和元年	396円	0.11%	4.45月	—	0.7万円
令和2年	—	—	4.45月	—	—

※1 月例給の改定額(率)及び平均年間給与の増減額は、それぞれ各年の勧告実施後の増減を示したものである。

※2 令和2年の数値は、報告どおりの場合のものである。